

審 第 2 1 6 2 号
答 申 第 2 5 4 号
令 和 3 年 1 月 4 日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年6月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第236号

平成30年3月25日付けで審査請求人から提起された、平成29年12月
22日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に対する審査請求の
裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月22日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。
実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日事件発生、平成〇〇年〇〇月〇〇日事件発覚した契約書面（私文書）偽造同行使並びに詐欺罪について、平成〇〇年〇〇月〇〇警察署へ被害届を提出した「〇〇年〇〇号」事件の捜査状況及び捜査内容一切全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「犯罪事件受理簿 平成〇〇年受理番号第〇〇号」、「事件処理票（A） 平成〇〇年受理番号〇〇」、「事件指揮票（乙） 平成〇〇年事件番号〇〇」及び「犯罪事件処理簿 第〇〇号、受理番号H〇〇-〇〇号」（以下これらを併せて「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成30年3月25日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて条例第47条第1項の規定により、平成30年6月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書においておおむね以下のとおり主張している。

(1) 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し可及的速やかに全部開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

本件は事件発生後、〇〇警察署に対して被害届を提出して捜査協力したが、以後本件捜査状況及び処分を〇〇署並びに警察本部へ問合せでも何ら全く応じなかった。この度の自己情報開示請求では部分開示であり肝心な事が不明である。当方の被害届、供述調書、提出証拠、折衝経緯など一切不明である。また、被疑者に関しても全く不明である。さらに、〇〇署の捜査状況も処分も全く不明である。

よって、部分開示では意味が無い。不審極まりない。

4 実施機関の弁明要旨

弁明書において、実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 本件決定の理由

開示しない部分及び開示しない理由

ア 別表の番号（以下「番号」という。）①「犯罪事件受理簿」の捜査主任官欄及び担当者欄の氏名、番号④「事件処理票（A）」の決裁欄の係長以下の印影、取調主任欄及び現場臨検欄の氏名、番号⑧「事件指揮票（乙）」の〇〇月〇〇日の指揮事項欄の印影、番号⑩「犯罪事件処理簿」の決裁欄の係長以下の印影及び担当者欄の氏名、「別紙」の連絡先等に記載された警部補以下の警察官の氏名

条例第17条第2号に該当する審査請求人以外の個人に関する情報であって、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）で規定する警部補以下の階級にある警察官の氏名に該当するため。

イ 番号②「犯罪事件受理簿」の被疑者欄及び任意被疑者指紋欄、番号⑤「事件処理票（A）」の被疑者欄及び検挙区分欄、任意被疑者指紋採取欄

条例第17条第2号及び第4号に該当する審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、特定事件に対する捜査経過及び被疑者指紋採取に関する情報であり、事件捜査の進捗状況が推測され、被疑者等が証拠隠滅等の対抗措置、防衛措置を講じ、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

ウ 番号③「犯罪事件受理簿」の証拠品欄、鑑識資料欄、番号⑦「事件処理票（A）」の証拠品欄、指紋欄及び足跡欄

条例第17条第4号に該当する特定事件に係る証拠資料、鑑識資料の収集状況に関する情報であり、開示することにより、当該被疑事件において警察が行った証拠資料等の具体的な収集状況、また警察が特定事件を立件するために、どの程度の資料を証拠資料等として収集しているかが明らかになるため、同種犯罪を企図している者にとって、警察の捜査が自己に及ばないように証拠隠滅等の対抗措置をとるための有意な情報となり、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

エ 番号⑥「事件処理票（A）」の事案の概要欄の一部、番号⑬「別紙（「4 犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」と題するもの）」に記載された犯罪事実

条例第17条第2号及び第4号に該当する審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、特定事件に対する捜査について、事件関係者の供述等の捜査により得

た特定事件全体の内容につき、犯罪構成要件を具備する形で要約して記載しているものであり、開示することにより、同種事件を企図している者の犯罪手口が巧妙化し、警察の捜査が自己に及ばないように証拠隠滅等の対抗措置をとるための有意な情報となり、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

オ 番号⑨「事件指揮票（乙）」の伺い欄及び指揮事項欄

条例第17条第2号及び第4号に該当する審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、特定事件に対する捜査に関する捜査方針の伺い、指揮を受けた内容、捜査の着眼点、捜査手法、処理状況が具体的に記載されているため、同種犯罪を企図している者の犯罪手口が巧妙化し、警察の捜査が自己に及ばないように証拠隠滅等の対抗措置をとるための有意な情報となり、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

カ 番号⑩「犯罪事件処理簿」の被疑者欄

条例第17条第2号及び第4号に該当する審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、特定事件に対する捜査経過に関する情報であり、事件捜査の進捗状況が推測され、被疑者等が証拠隠滅等の対抗措置、防衛措置を講じ、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

キ 番号⑪「犯罪事件処理簿」の逮捕欄、釈放欄、送致（付）別欄の一部及び証拠資料欄

条例第17条第2号及び第4号に該当する審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、特定事件に対する捜査経過及び証拠資料の収集に関する情報であり、事件捜査の進捗状況が推測され、また警察が特定事件を立件するために、どの程度の資料を証拠資料等として収集しているかが明らかになるなど、被疑者等が証拠隠滅等の対抗措置、防衛措置を講じ、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

ク 番号⑫「別紙（「4 犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」と題するもの）」に記載された犯罪の情状等に関する意見

条例第17条第2号及び第4号に該当する審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、捜査結果に基づく犯罪構成要件該当性の判断等の具体的な捜査内容及び当該被疑者の取調べ内容等が記載されていることから、開示することにより、同種事件を企図している者の犯罪手口が巧妙化し、警察の捜査が自己

に及ばないように証拠隠滅等の対抗措置のための有意な情報となり、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあり、また審査請求人以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、審査請求人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。

ケ 番号⑮「別紙（「4 犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」と題するもの）」の連絡先等に記載された連絡責任者及び本件担当者の警電番号

条例第17条第6号に該当する一般には公にしていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察業務の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 弁明の内容

ア 対象文書の特定

実施機関において、請求内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める「平成〇〇年〇〇月〇〇日事件発生、平成〇〇年〇〇月〇〇日事件発覚した契約書面（私文書）偽造同行使並びに詐欺罪について、平成〇〇年〇〇月〇〇警察署へ被害届けを提出した「〇〇年〇〇号」事件の捜査状況及び捜査内容一切全ての開示請求をする。」は、本件文書と特定した。

イ 刑事手続について

一般的に刑事手続とは、犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、これは大きく、捜査、起訴、公判の3つの段階に分かれており、その第一段階は、警察で行う捜査となる。

捜査の流れについては、事件の発生を受け、犯人を特定するため、被害者等から事情聴取（被害届、供述調書等の作成）や実況見分、証拠品収集等、所要の捜査を行い、犯人を逮捕又は任意取調べ等を行い、検察庁に送致する。

一連の刑事手続において作成し、又は取得された書類については、犯罪事件受理簿、事件処理票、事件指揮票、犯罪事件処理簿等の刑事行政に関する文書と被害届、実況見分調書、供述調書等の訴訟に関する書類がある。

ウ 本件文書の性質

(ア) 犯罪事件受理簿

犯罪事件受理簿は、関係所属で受理した事件の処理経過を明らかにしておくために作成する書類であり、関係所属が保有する「犯罪事件受理簿（保存期間：30年）」の簿冊に編綴される。

(イ) 事件処理票（A）及び事件指揮票（乙）

事件処理票（A）及び事件指揮票（乙）は、犯罪捜査に係る認知経過、概要及び捜査指揮の内容、経過を明らかにする等、捜査の適正を担保するために作成する書類であり、関係所属が保有する「事件処理票（A）（保存期間：時効までと完結事件の場合は3年）」の簿冊に編綴される。

本件開示請求に係る事件は完結事件に該当する。

(ウ) 犯罪事件処理簿

犯罪事件処理簿は、関係所属で受理した事件を検察庁へ送致する際、その処理経過を明らかにしておくために作成される書類であり、関係所属が保有する「犯罪事件処理簿（保存期間：10年）」の簿冊に編綴される。

エ 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、同法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、情報公開の対象外となる。

例えば、警察官が作成する供述調書や捜査報告書等の捜査書類をいい、原本のみでなく、写しも含まれる。

なお、原則として、「訴訟に関する書類」が行政文書に添付された場合においても、添付された「訴訟に関する書類」は、対象外となるが同写しが加工され、文書としての完全性、独立性を失った状態で行政文書に添付されている場合には、行政文書の一体として考えられる。

オ 決定の妥当性

（ア）条例第17条第2号及び警察職員規則該当の妥当性

番号①、④、⑧及び⑩

条例第17条第2号本文及び警察職員規則に該当し、また、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する事情も認められない。

（イ）条例第17条第2号及び第4号該当の妥当性

番号②、⑤、⑥、⑨、⑪、⑫、⑬及び⑭

条例第17条第2号については前記（ア）で述べたとおりである。

同条第4号についての個々の具体的理由は、前記（1）の各対応部分記載の不開示理由のとおりであり、同条第2号及び第4号に該当することから不開示とする決定に誤りはない。

（ウ）条例第17条第4号該当の妥当性

番号③及び⑦

条例第17条第4号についての個々の具体的理由は、前記（1）の各対応部分記載の不開示理由のとおりであり、同条第4号に該当することから不開示とする決定に誤りはない。

（エ）条例第17条第6号該当の妥当性

番号⑮

警察電話は、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報の一つであり、その番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものである。

したがって、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

よって、本件担当者の警電番号は、条例第17条第6号に該当することから不開示とする決定に誤りはない。

カ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、被害届、供述調書等が不明である等主張しているが、被害届や供述調書等は前記エのとおり、訴訟に関する書類に該当することから、開示請求の対象文書とはなり得ず、審査請求人のこの主張は認められない。また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であるとする。

5 審議会の判断

(1) 本件文書の特定について

ア 本件開示請求の対象として、平成〇〇年受理番号第〇〇号事件（以下「本件被害事件」という。）について、実施機関は前記2（2）のとおり本件文書を特定した。

イ 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、番号①から⑮までのとおりであり、審議会として、

(ア) 警部補以下の警察職員の氏名及び印影（番号①、④、⑧及び⑩。以下「本件不開示情報1」という。）

(イ) 被疑者に関する情報（番号②、⑤、⑥、⑪及び⑫。以下「本件不開示情報2」という。）

(ウ) 被疑者の捜査状況に関する情報（番号③及び⑦。以下「本件不開示情報3」という。）

(エ) 事件指揮票（乙）の「伺い」欄、「指揮事項」欄に記載された情報（番号⑨。以下「本件不開示情報4」という。）

(オ) 犯罪事件処理簿の別紙の「犯罪事実」欄に記載された情報（番号⑬。以下「本件不開示情報5」という。）

(カ) 犯罪事件処理簿の別紙の「犯罪の情状等に関する意見」欄に記載された情報（番号⑭。以下「本件不開示情報6」という。）

(キ) 犯罪事件処理簿の別紙に記載された警電番号（番号⑮。以下「本件不開示情報7」という。）

と分類した。

ウ 実施機関は、これらの不開示情報について、別表のとおり、条例第17条第2号、第4号及び第6号柱書のいずれかに該当するとして本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件不開示情報1について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報1の氏名及び印影については、前記4（1）アのとおり、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下検討する。

(イ) 本件不開示情報 1 は、警察官の氏名及び警察職員の姓を刻した印影であり、全体として、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであるから、条例第 17 条第 2 号に該当する。

そして、当該情報については、警察職員規則第 1 号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、本件不開示情報 1 は条例第 17 条第 2 号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件不開示情報 2 について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報 2 について、前記 4 (1) イ、エ、カ及びキのとおり、条例第 17 条第 2 号及び第 4 号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、まず同条第 2 号該当性から検討する。

(イ) 番号②、⑤、⑪及び⑫は被疑者に関する情報であり、審議会が見分したところ、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(ウ) 番号⑥は開示されると、被疑事実の内容を知られることにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(エ) 次に、同号ただし書の該当性についてみると、法令等の規定又は慣行として審査請求人が知ることができ又は知ることが予定されているとするまでの事情は見受けられないことから、同号ただし書イには該当せず、その他、同号ただし書ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) したがって、本件不開示情報 2 は、条例第 17 条第 2 号に該当し、同条第 4 号該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

ウ 本件不開示情報 3 について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報 3 について、前記 4 (1) ウのとおり、条例第 17 条第 4 号に該当し、不開示が妥当であると主張する。審議会が見分したところ、本件被害事件に係る被疑者からの証拠の収集状況に関する情報であるので、実施機関は主張していないが、同条第 2 号の該当性について検討する。

(イ) 本件不開示情報 3 は本件被害事件に係る証拠品、鑑識資料、指紋及び足跡の有無等について記録する欄である。

(ウ) 当該欄の内容は、その性質からすると、当該情報のみでは審査請求人以外の特定の個人を識別できるとまでは言えないが、犯罪事件受理簿及び事件処理票 (A) に記載されている被疑者の情報と一体的であると認められる。そうすると、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報として、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(エ) 次に、同号ただし書の該当性についてみると、法令等の規定又は慣行として

審査請求人が知ることができ又は知ることが予定されているとするまでの事情は見受けられないことから、同号ただし書イには該当せず、その他、同号ただし書ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) したがって、本件不開示情報 3 は、条例第 17 条第 2 号に該当し、同条第 4 号該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

エ 本件不開示情報 4 について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報 4 について、前記 4 (1) オのとおり、条例第 17 条第 2 号及び第 4 号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、まず同条第 4 号該当性から検討する。

(イ) 条例第 17 条第 4 号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ効率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることを防止するために定められているものである。

(ウ) 事件指揮票 (乙) は、犯罪捜査に係る認知経過、概要及び捜査指揮の内容、経過を明らかにする等、捜査の適正を担保するために作成する書類であり、このような情報を開示することで、捜査の方針、手法等について、公にすることになれば、開示の請求を繰り返すことにより、犯罪を企図する者に多くの捜査の方針、手法等を明らかにすることとなり、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。また、開示された情報をもとに証拠隠滅等の隠蔽工作やその他対抗措置、防衛措置を講じる等の可能性は否定できない。

そうすると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることについて、相当の理由があるとした実施機関の判断は、合理性があるものとして許容される限度内のものと認められる。

(エ) したがって、本件不開示情報 4 は条例第 17 条第 4 号に該当し、同条第 2 号該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

オ 本件不開示情報 5 について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報 5 について、前記 4 (1) エのとおり、条例第 17 条第 2 号及び第 4 号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、まず同条第 2 号該当性から検討する。

(イ) 犯罪事件処理簿は、関係所属で受理した事件の処理経過を明らかにしておくために作成する書類であり、その別紙の「犯罪事実」欄には被疑事実が記載されている。

(ウ) 審議会で見分したところ、全体として被疑者に関する情報であって、開示されれば、被疑事実の内容を知られることにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから条例第 17 条第 2 号に該当する。

(エ) 次に、同号ただし書の該当性についてみると、法令等の規定又は慣行として審査請求人が知ることができ又は知ることが予定されているとするまでの事情は見受けられないことから、同号ただし書イには該当せず、その他、同号ただ

し書ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) したがって、本件不開示情報5は条例第17条第2号に該当し、同条第4号該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

カ 本件不開示情報6について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報6について、前記4(1)オのとおり、条例第17条第2号及び第4号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、まず同条第2号該当性から検討する。

(イ) 犯罪事件処理簿は、関係所属で受理した事件の処理経過を明らかにしておくために作成する書類であり、その別紙の「犯罪の情状等に関する意見」欄には被疑者について警察が判断した犯罪の情状等に関する意見が記載されている。

(ウ) 審議会で見分したところ、本件被害事件に関して、被疑者の詳細な情報が記載されており、これは審査請求人以外の個人に関する情報であって、開示されれば、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第17条第2号に該当する。

(エ) 次に、同号ただし書の該当性についてみると、法令等の規定又は慣行として審査請求人が知ることができ又は知ることが予定されているとするまでの事情は見受けられないことから、同号ただし書イには該当せず、その他、同号ただし書ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) また、警察の事案に関する判断が含まれているので、実施機関の主張にはないが、条例第17条第6号ハ該当性を以下検討する。

(カ) 本件不開示情報6のような情報が開示されると、その内容に対する見解の相違等によって審査請求人からの誤解や反発等を招くような可能性は否定できない。それにより、今後、担当者がそのような事態を回避しようとして正確な内容の記載を躊躇し、記載内容が形骸化し当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められることから、同条第6号ハに該当する。

(キ) したがって、本件不開示情報6は条例第17条第2号及び第6号ハに該当し、同条第4号該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

キ 本件不開示情報7について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報7について、前記4(3)ケのとおり条例第17条第6号に該当する旨を主張するので、以下検討する。

(イ) 本件不開示情報7は、審査請求人から申し出のあった被害届に係る警察官又は所属ごとに割り当てられた警察電話の番号である。警察電話は、警察組織内での通信の確保のため、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は同通信網構成上の固有情報である。

そうすると、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、本件不開示情報7は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 6月11日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和 元年11月21日	審議（令和元年度第7回第1部会）
令和 元年12月19日	審議（令和元年度第8回第1部会）
令和 2年 1月23日	審議（令和元年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表

番号	本件文書の件名	本件決定における不開示部分	本件決定における不開示理由	審議会による区分
①	犯罪事件受理簿 平成	「捜査主任官」欄及び「担当者」欄の氏名	条例 17 条第 2 号及び警察職員規則	本件開示情報 1
②	〇〇年受理番号第	「被疑者」欄及び「任意被疑者指紋」欄	条例 17 条第 2 号及び第 4 号	本件開示情報 2
③	〇〇号	「証拠品」欄及び「鑑識資料」欄	条例 17 条第 4 号	本件開示情報 3
④	事件処理票 (A) 平成〇〇年	決裁欄の係長以下の印影、「取調主任」欄及び「現場臨検」欄の氏名	条例 17 条第 2 号及び警察職員規則	本件開示情報 1
⑤	受理番号第〇〇号	「被疑者」欄、「検挙区分」欄及び任意被疑者指紋欄	条例 17 条第 2 号及び第 4 号	本件開示情報 2
⑥		「事案の概要」欄の一部	条例 17 条第 2 号及び第 4 号	本件開示情報 2
⑦		「証拠品」欄、「指紋」欄及び「足跡」欄	条例 17 条第 4 号	本件開示情報 3
⑧	事件指揮票 (乙) 平成	「指揮事項」欄の印影	条例 17 条第 2 号及び警察職員規則	本件開示情報 1
⑨	〇〇年事件番号〇〇	「伺い」欄及び「指揮事項」欄	条例 17 条第 2 号及び第 4 号	本件開示情報 4
⑩	犯罪事件処理簿 第〇〇号、受理番号H〇〇-〇〇号 (別紙含む)	決裁欄の係長以下の印影、「担当者」欄の氏名及び (別紙)「4 犯罪事実及び犯罪の状況等に関する意見」の「(3) 連絡先等」の「本件担当者」欄の氏名	条例 17 条第 2 号及び警察職員規則	本件開示情報 1
⑪		「被疑者」欄	条例 17 条第 2 号及び第 4 号	本件開示情報 2
⑫		「逮捕」欄、「釈放」欄、「送致 (付) 別」欄の一部及び「証拠資料」欄	条例 17 条第 2 号及び第 4 号	本件開示情報 2
⑬		(別紙)「4 犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」の「(1) 犯罪事実」	条例 17 条第 2 号及び第 4 号	本件開示情報 5

⑭		(別紙)「4 犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」の「(2) 犯罪の情状等に関する意見」	条例17条第2号及び第4号	本件開示情報6
⑮		(別紙)「4 犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」の「(3) 連絡先等」の警電話番号	条例17条第6号	本件開示情報7